

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第115号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「、子ども・子育て会議令」を削る。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次」の右に「の各号」を加え、同項第2号中「除く。」の右に「附則第3項第3号を除き、」を加え、同条第2項第3号ア中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同号イ中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、「同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び」を削り、同号ウ中「第4項」を「第3項」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(利用者負担額に関する特例)

2 令和6年9月から令和10年8月まで(以下「特例期間」という。)の各月分の利用者負担額の算定に限り、別表第1の世帯区分が均等割課税世帯である均等割免除規定適用利用者(利用者の保護者等が京都市市税条例の一部を改正する条例(令和2年11月25日京都市条例第19号)第2条の規定による改正前の京都市市税条例第35条第2項第3号の規定の適用を受けることにより、令和6年8月分の利用者負担額が第2条第2項第1号の規定により零とされた利用者及び当該利用者同一の世帯に属する利用者をいう。以下同じ。)に対する同条第1項第2号の規定の適用については、同号中「別表第1に掲げる額」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年9月分から令和7年8月分まで	零
令和7年9月分から令和8年8月分まで	別表第1に掲げる額に100分の25を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、

	これを切り捨てた額)
令和8年9月分から令和9年8月分まで	別表第1に掲げる額に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
令和9年9月分から令和10年8月分まで	別表第1に掲げる額に100分の75を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- 3 特例期間の各月分の利用者負担額の算定に限り、別表第2の世帯区分が均等割課税世帯である均等割免除規定適用利用者に対する第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「別表第2に掲げる額」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年9月分から令和7年8月分まで	零
令和7年9月分から令和8年8月分まで	別表第2に掲げる額に100分の25を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
令和8年9月分から令和9年8月分まで	別表第2に掲げる額に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
令和9年9月分から令和10年8月分まで	別表第2に掲げる額に100分の75を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- 4 特例期間の各月分の利用者負担額の算定に限り、別表第3の世帯区分が均等割課税世帯である均等割免除規定適用利用者に対する第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「別表第3に掲げる額」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年9月分から令和7年8月分まで	零
--------------------	---

令和7年9月分から令和8年8月分まで	別表第3に掲げる額に100分の25を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
令和8年9月分から令和9年8月分まで	別表第3に掲げる額に100分の50を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
令和9年9月分から令和10年8月分まで	別表第3に掲げる額に100分の75を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

5 前3項の規定は、これらの規定の適用を受ける利用者（以下この項において「特例適用利用者」という。）が次の各号のいずれかの場合に該当することとなった場合は、その該当することとなった月分から令和10年8月分までの利用者負担額の算定については、適用しない。

- (1) 別表第1から別表第3までの世帯区分がその他の世帯となった場合
- (2) 第2条第2項の規定により利用者負担額が零となった場合
- (3) 特例適用利用者が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所（法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）を退所し、その後再び京都市が設置する保育所、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所に入所した際に当該特例適用利用者と同一の世帯に属する他の児童（特例適用利用者である児童又は京都市保育所条例施行規則附則第4項の規定の適用を受けている児童に限る。）が存しない場合

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第3号の改正規定（同号ウ中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める部分を除く。）は、令和6年4月1日から施行する。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）